

ネガワット取引について

平成 2 8 年 3 月 30 日

資源エネルギー庁

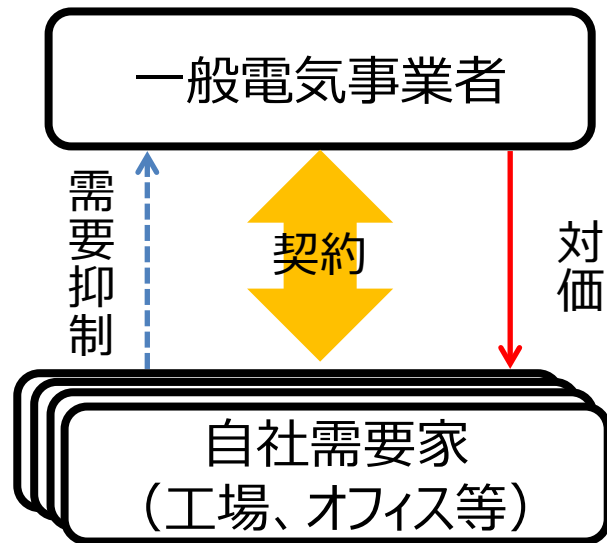
はじめに

- デマンドリスポンス（需要反応）の一種であるネガワット取引は、事業者からの要請に応じて需要家が需要を抑制し、その抑制量に応じた対価を事業者が支払うもの。
- 需要抑制に対して対価を支払う取引は、従来、一般電気事業者が、大口需要家との間で、需給ひっ迫時の需要抑制を条件に割引を行う需給調整契約という形で行われてきた。また、最近では、一部の新電力が、自社の需要家に対し、市場価格高騰時に需要抑制を要請し、その需要抑制量に応じて対価を支払う契約を締結している。
- こうした需要抑制の取組は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な安定供給の実現に資するものである。このため、2014年策定のエネルギー基本計画において、電力システム改革を着実に進めることにより、ネガワット取引を含めた新たな事業形態を導入しやすい環境を整備していくこととされた。
- そのような環境整備の一環として、去年の電気事業法改正法（第3弾）において、需要抑制量（ネガワット量）についても、発電した電力量と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。
- 本日は、法律に位置付けられたネガワットについて、その取引の具体的内容や取引を行う事業者の範囲等について、各論点の考え方と今後の検討の進め方について御議論いただく。

ネガワット取引に類するこれまでの取引

- ネガワット取引に類する需要抑制としては、従来、一般電気事業者が大口需要家と需給調整契約を締結していたほか、最近では、一部の新電力等が、工場、オフィス等の自由化部門の需要家と一定の需要抑制契約を締結している。

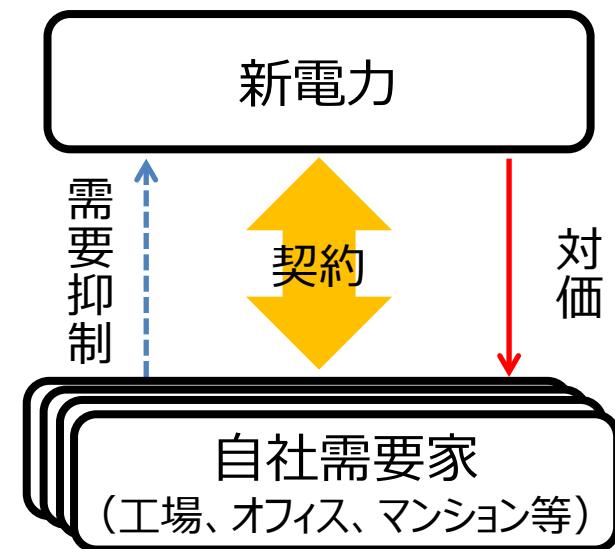
一般電気事業者の取組 (需給調整契約)



- ・ 目的：需給逼迫時の需給調整の最終手段（一般電気事業者 A の例）
- ・ 契約量：約700口/152万kW(2015年度)
- ・ 発動実績：2011年3月に4回発動し計20~50万kW*需要を抑制。その後は実績無。

*震災直後のため、実効率は16~32%と低かった。

新電力等の取組

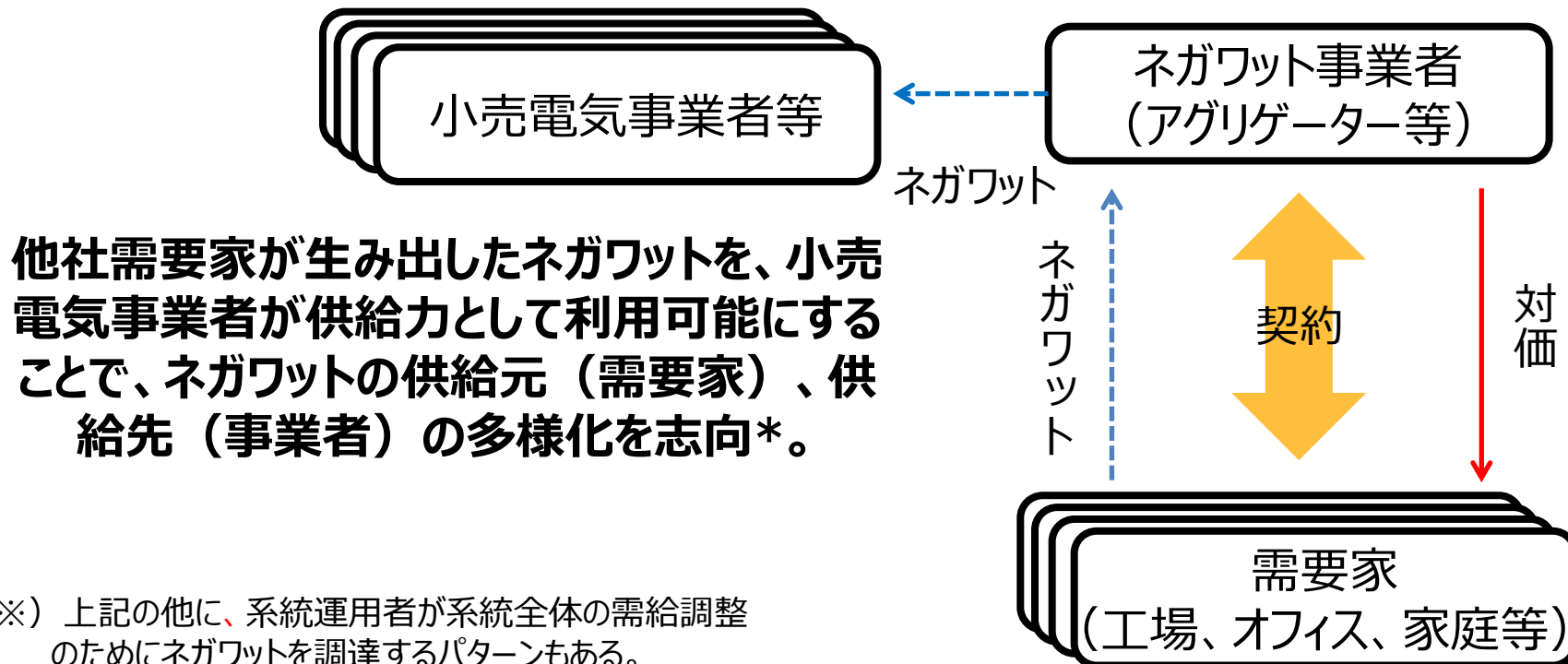


- ・ 目的：市場価格高騰時の電力調達コストの抑制
インバランスの回避、他社サービスとの差別化（新電力 B の例）
- ・ 契約量：約500口/45万kW(2013年度)
- ・ 発動実績：2013年度夏季に25回発動し計4.8万kW 需要を抑制。

今後拡大が期待されるネガワット取引

- 今後、拡大が期待されるネガワット取引は、これまでのような一般電気事業者や新電力等と大口需要家との二者間で行われる取引ではなく、小売電気事業者等と需要家との間に専門の第三者（ネガワット事業者）が介在することにより、家庭も含めた多様な需要家を対象として、幅広い小売電気事業者等が取引できるもの。
- こうした取引が幅広く行われるようになるためには、取引の具体的内容や責任分担等について、ルール整備を行う必要がある。

今後拡大が期待されるネガワット取引



(参考) エネルギー基本計画における位置付けとネガワット市場の創設

- ネガワット取引については、エネルギー基本計画において、電力システム改革の中で新しい事業形態を導入しやすい環境整備を実現することとしている。
- また、昨年11月の「未来投資に向けた官民対話」において、2017年までにネガワット取引市場を創設するとの総理発言がなされた。

ネガワット取引促進に向けた環境整備の必要性 (エネルギー基本計画(2014)より抜粋)

需要量の抑制によって生じるネガワットの取引を円滑化することで、需要家側での需要量の抑制をより効果的に行うことが可能となることから、電力システム改革を着実に進めることによって、こうしたデマンドレスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し、需要を管理することで、発電容量を合理的な規模に維持し、安定供給を実現する。

これらの取組には、需要家の電力使用に関する情報など需要家情報の取扱いが必要となることから、個人情報保護に十分な配慮を行った上で、需要家情報の活用を進めていく。

「未来投資に向けた官民対話」(2015年11月26日)に おける安倍総理の発言(抜粋)

節電のインセンティブを抜本的に高める。家庭の太陽光発電やIoTを活用し、節電した電力量を売買できる『ネガワット取引市場』を、2017年までに創設をいたします。

そのため、来年度中に、事業者間の取引ルールを策定し、エネルギー機器を遠隔制御するための通信規格を整備いたします。

電気事業法におけるネガワット取引の位置付け

- 昨年の改正電気事業法（第3弾）により、需要抑制量（ネガワット量）についても、発電した電力量と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。

*インバランス供給：事前に計画した供給（需要）量の計画値と実績値の差分を一般送配電事業者が調整すること

- これにより、小売電気事業者等は、ネガワット取引を通じた供給について、一般送配電事業者による調整を受けられることとなった。

電気事業法改正法（第3弾）上の位置付け

（定義）

第二条

七 電力量調整供給（略）

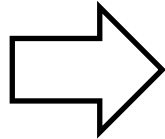
- 特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この□において同じ。）を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気（略）

ネガワット：15

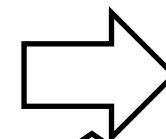
ネガワット：15

需要量：20

需要家



ネガワット事業者



小売電気事業者等

ネガワット事業者により計画どおり需要抑制がなされない場合でも、インバランス供給がなされることで、小売電気事業者等は計画どおりに、供給力調達可能に。

インバランス供給：5

一般送配電事業者

本日議論いただきたい内容

- ネガワット取引促進のためには、事業障壁が極力排除される必要がある一方で、事業者の創意工夫の余地を残し、同取引が小売電気事業者等が実施する既存事業を阻害することにならないよう留意が必要である。
- そのため本日は制度の詳細を今後適切な場で議論するにあたり、各論点について整理を行い、個別事情を鑑みつつも今後制度詳細を決定するための一貫した考え方を示す。

【制度設計に向けた論点】

議論項目	詳細議論する機関・会合（案）
1. 改正法施行日の決定	電力基本政策小委員会
2. ネガワット取引及びネガワット事業者の範囲	電力基本政策小委員会 /電力取引監視等委員会 （制度設計専門会合）
・ ネガワット取引の取引量の下限	
・ ネガワット事業者に求める規律	
3. 取引円滑化に向けたルール整備	
・ ベースラインの設定	ERAB*検討会（ネガワットWG）
・ インバランスの責任所在	電力取引監視等委員会 （制度設計専門会合）
・ 売上補填の方法	ERAB検討会（ネガワットWG）

*ERAB:Energy Resource Aggregation Business

論点①：改正法施行日の決定

- ネガワット取引に関する第三弾の電事法施行は、全ての論点を十分に議論し、システム整備等する必要がある一方で、取引を可能な限り早期に開始できるよう、平成29年4月1日としてはどうか。

<平成29年4月1日施行時のスケジュール（イメージ）>

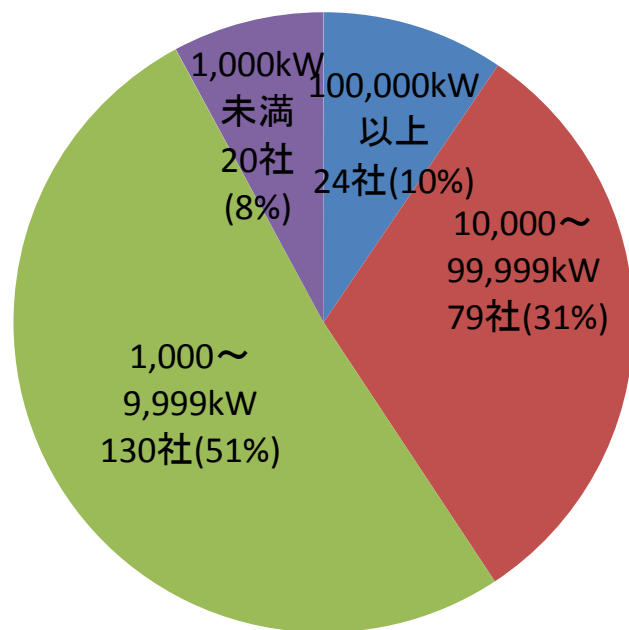
時期	取組事項
平成28年3月30日	本委員会
	制度設計の議論
	一般送配電事業者の託送供給等約款の申請・認可 一般送配電事業者等におけるシステム改修
	ネガワット事業者と一般送配電事業者・小売電気事業者・需要家等との事前手続
平成29年4月1日	改正電気事業法（第3弾）に基づくネガワット取引開始（※） （※）ガスの小売全面自由化と同時

論点②：インバランス供給の対象となるネガワット取引の範囲

- インバランス供給は小売電気事業者等による計画通りの供給力調達が可能となる一方、徒に対象を増やすと、一般送配電事業者の同供給に係る契約締結・請求等のコストを増大させる恐れ。
- そのため、インバランス供給の対象となるネガワット取引量の下限値を、小売電気事業者の最大需要電力量や日本卸電力取引所の最小取引単位等を鑑み、例えば100kW*としてはどうか。

(※) 取引量とは別途、取引の形態（卸取引所の活用等）については法的観点も含めて別途精査が必要。

検討にあたっての材料①
(小売電気事業者の最大需要電力)



1000kW未満の事業者も一定数存在

検討にあたっての材料②
(卸電力取引所の最小取引単位)

- スポット市場（1日前市場）
→ 最小取引単位 = 1000kW
- 1時間前市場
→ 最小取引単位 = 100kW

需給調整の場として位置づけられている、1時間前市場では、100kWを最小単位として設定

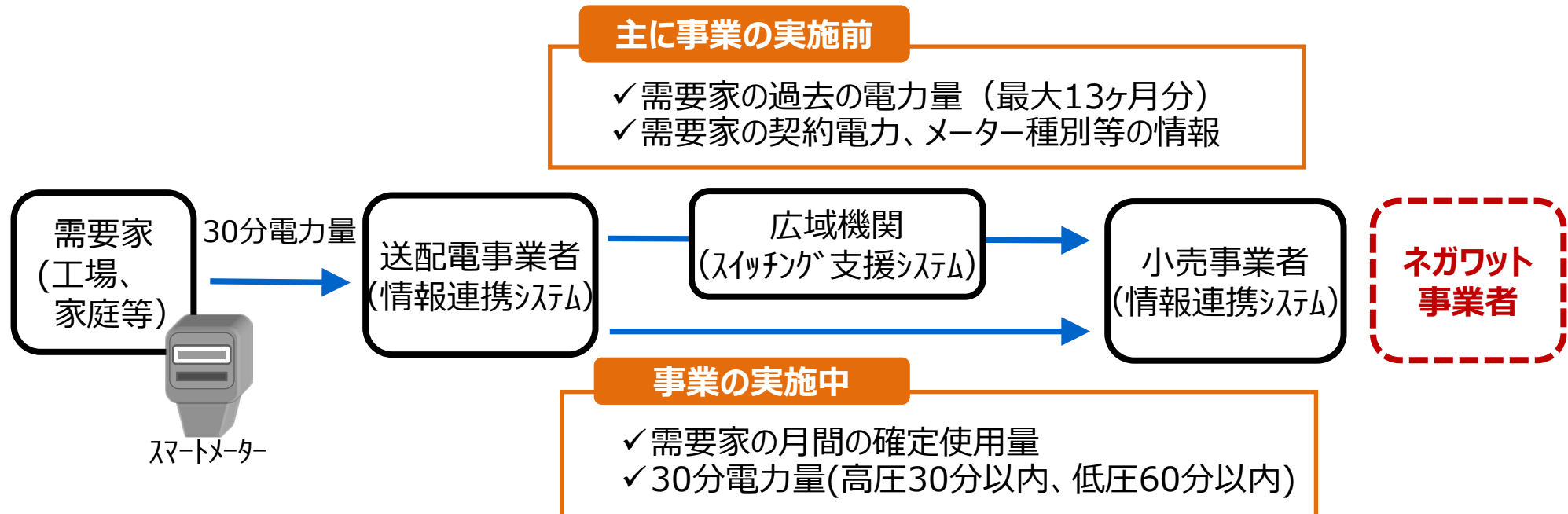
*100kW=30分値では50kWh 8

論点③：ネガワット事業者に求める規律

- ネガワット事業者は、需要家と直接接点を持ち、事業を介して需要家の情報（電力使用量等）も取り扱うこととなる。
- しかしながら、ネガワット事業者は電気事業法の規制対象事業者ではないため、需要家保護の観点も踏まえつつ、省令や託送供給等約款等で事業者には規律を求めていくことが必要なのではないか。

（※）ネガワット事業者に送配電事業者から情報提供する具体的な仕組み等は引き続き検討を行うことが必要

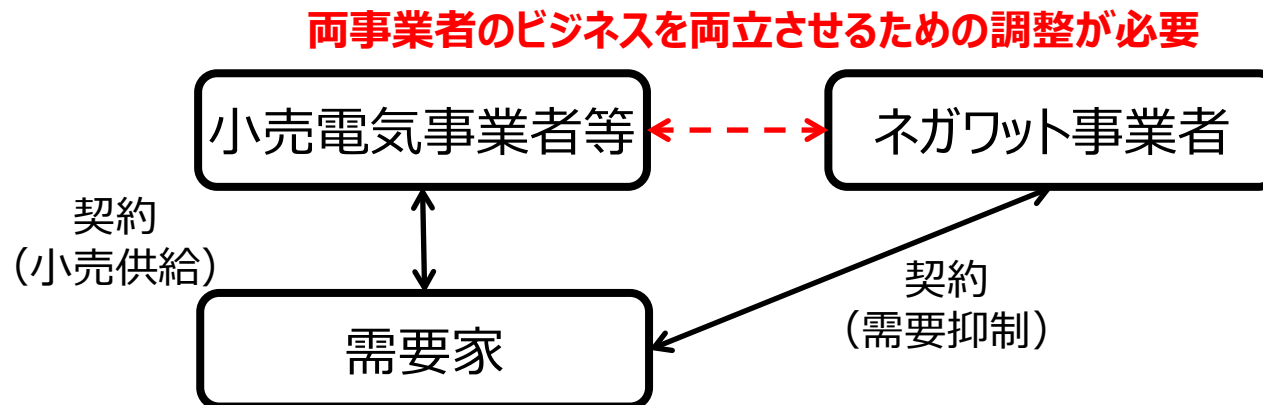
＜小売事業者への情報提供の全体像＞



需要抑制先の需要家と契約する小売電気事業者との調整

- ネガワット事業者は、ネガワットを取引するにあたり、その供給元である需要家と契約関係にある小売電気事業者等と調整する必要がある、調整を円滑化するためには一定のルール整備を行う必要。
- そのため、これまでも電力システム改革小委制度設計WG等での議論や、「ネガワット取引に関するガイドライン」策定を通じて、ネガワット取引に際しての基本的な考え方を示し、一部は具体的な指針を設定。

主なルール	整備されることで期待される効果
①ベースラインの設定方法	ベースライン（需要抑制要請の無かった場合の需要量）から、生み出された需要抑制量（ネガワット量）を正確に計測することができる。
②インバランスの責任所在	インバランスの責任所在が小売電気事業者等とネガワット事業者に分類できることで、インバランス料金の計算を可能にする。
③売上補填の方法	ネガワット取引により収入が減少する小売電気事業者等の売上が需要家又はネガワット事業者から補填される。



取引ルール整備にあたっての選択肢

- 事業者間の調整をできる限り少なくするために、託送供給等約款等に基づき、普遍的に適用されるルールがあらかじめ定められることは、ネガワット取引の円滑化に資する。
- 他方、拘束力のあるルールをあらかじめ定めようとする、その柔軟性が失われ、民間の創意工夫の余地が狭まることも想定される。特に、ネガワット取引のような新しい事業については、技術の進歩を見据えてルール設定の柔軟性を確保すべきとも考えられる。
- そのため、個別事情を勘案しつつ、適切なルール整備を実施していく必要がある。

各選択肢	メリット	デメリット
普遍的なルールの設定	・ 調整コスト軽減による取引円滑化	・ 事業者の工夫余地が狭まる
指針の策定	・ 柔軟性の確保 ・ 関係者の一定の合意形成に寄与	・ 調整コスト軽減効果が不明瞭
措置無し	・ 柔軟性の確保	・ 調整コストが大きくなることで、ネガワット事業者の参入を阻害

論点④：各ルール整備に際しての考え方

- それぞれのルールを整備するにあたり、これまでの取組や特性を鑑み、以下のような方針で進めてはどうか。

主なルール	整備の方針
①ベースラインの設定方法	これまでに標準ベースライン等についてのガイドラインを策定。しかしながら、ベースラインは需要抑制元である需要家（工場、オフィス、家庭等）の電力使用実態に大きく依存するため、普遍的なルール設定は難しく、引き続き指針を活用する。
②インバランスの責任所在	これまでの議論で具体的に取り得る選択肢は整理されている。インバランス料金計算方法*に直結するため、託送供給等約款中で定める。
③売上補填の方法	基本的な考え方は整理されているが、自由化時代の多彩な料金メニューに普遍的なルールで対応することは極めて困難であり、まずは一定の基準等を盛り込んだ指針の作成を検討する。

*一般送配電事業者がインバランス料金を計算するため、各事業者にどのような計画提出を求めるかも整理する必要あり

各組織におけるネガワットの検討予定スケジュール（2016年4月～）

電力基本政策小委員会

【3/30】

- 施行日決定（論点①）
- インバランス供給の対象となるネガワット取引量の下限（論点②）

【5月】

- ネガワット取引の形態（論点②）
- ネガワット事業者への情報提供（論点③）

【6 or 7月】

- 全体方針の決定

電力取引監視等委員会 （制度設計専門会合）

【4月～6月】

※複数回を想定

- ネガワット事業者に求める規律（論点③）
- インバランス計算手法（論点④）
- ネガワットの業務フロー（論点④）

ERAB検討会 （ネガワットWG）

【4～5月】

※複数回を想定

- 売上補填の方法（論点④）
- ベースラインの設定（論点④）

【6月】 ガイドラインの改定

※広域機関における詳細な手続きフロー等の整理結果も報告

7月以降：約款の変更、一般送配電事業者・広域機関によるシステム整備
卸電力市場の取引ルールの整備等

参考資料

ディマンドリスポンスの種類

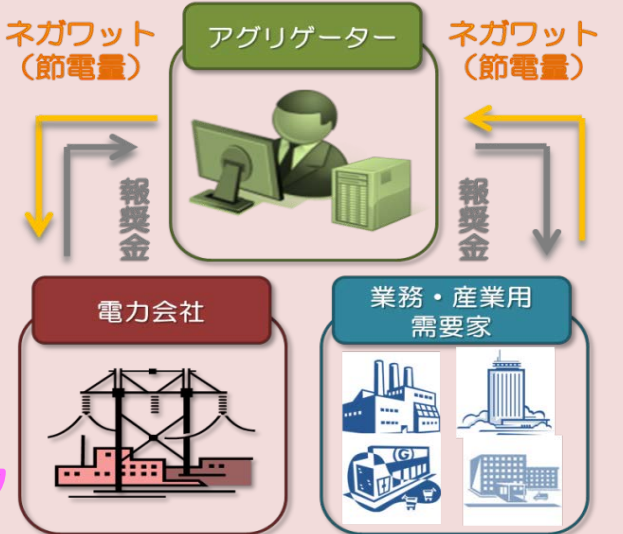
- ディマンドリスポンス（DR）は、電力の供給状況に応じてスマートに電力需要（消費パターン）を変化させる取組。その取組は以下の2種類に大別できる。

電気料金型ディマンドリスポンス

概要	ピーク時に電気料金を値上げすることで、各家庭や事業者が電力需要の抑制を促す仕組み
メリット	比較的簡便であり、大多数に適用可
デメリット	時々の需要家の反応によるため、効果が不確実

ネガワット取引

概要	電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、電力会社からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み
メリット	契約によるため、効果が確実
デメリット	比較的手間がかかり、小口需要家への適用が困難



- 現在、一般電気事業者が締結している需給調整契約は、小売の付帯契約の一つであり、需給逼迫時には需給調整の最終手段として位置付けられている。
- 電気事業類型の見直しに伴い、既存の需給調整契約を小売部門と送配電部門のいずれが引き継ぐのかなどの整理が必要であるが、以下のような方針で進めることとしてはどうか。

方針1. どの部門が引き継ぐのか

既存の需給調整契約については、契約内容に応じて以下のような扱いとしてはどうか。

- (1) 事前に定めた時間帯の需要を計画的に削減する「計画調整契約」については小売部門が引き継ぐ。
- (2) 系統側からの直接・瞬時の負荷遮断により調整が可能な契約については、送配電部門が引き継ぐ。
- (3) 実需給の前日～直前にかけて電力会社が需要家に指示することで発動するものについては、小売部門が引き継ぐ場合と、調整力の一環として送配電部門が引き継ぐ場合の双方が考えられるが、後者の場合は下記に示す公正・中立な調達が行われることが必要。

方針2. 送配電部門が締結する需給調整契約についての考え方

送配電部門が需給調整契約を引き継ぐ場合には、発電による調整力と同様に、送配電事業者による調整力の調達行為の一環として位置付け、自社グループの小売会社の顧客以外からの調達も含め、公正・透明に調達を行うこととしてはどうか(第8回WGで提示した公募などの方法を想定)。また、公募などにより調達価格の妥当性を示せる場合に限り、託送料金の原価算定を認めることとしてはどうか。

方針3. 小売事業者が締結する需給調整契約についての考え方

需要抑制の活用は、小売販売量の減少に繋がることから、小売部門にとっては利益相反となる面が存在。そのため、小売事業者が需要家と需給調整契約を結んでいるにも関わらず、「需要抑制可能な需要家の困り込み」の手段として用いられ、需要抑制の発動が十分行われないう事態も考えられる。こうした事態は需要抑制の積極的な活用という観点からは望ましくないことから、需要抑制の契約を結んでいる場合には発動を前提とした運用がなされていることが重要(そうでないものは、需要抑制とは無関係な付帯契約と整理)。

○需給調整契約には、「随時調整契約」と「計画調整契約」の2種類が存在(実際の契約の名称は各社によって異なる。)

随時調整契約: 電源トラブルや系統事故により電力不足が懸念されるときに、電気料金の割引を受ける代わりに、電力会社からの事前通告により、電力の使用の一部又は全部を抑制する契約。主として、夏期ピーク時において、電源トラブルなどによる需給の逼迫時に、事前(例えば3時間前、1時間前など)の通告により電気の使用を調整。

計画調整契約: 夏期ピークとなる平日の昼間等における電気の使用を、計画的に削減する契約。

- ①夏期ピークとなる平日に夏休みや生産設備の補修等を設定したり、需要家の自家発を稼働せたりすることなどにより、計画的に日中の電気の使用を削減(ピークカット)。
- ②夏期ピークとなる時間帯に昼休みをずらしたり、工場の生産工程の工夫によりピーク時間における高負荷機器の使用を抑制することなどにより、計画的に電気の使用を調整(ピークシフト)。

随時調整契約の例

【料金構成】

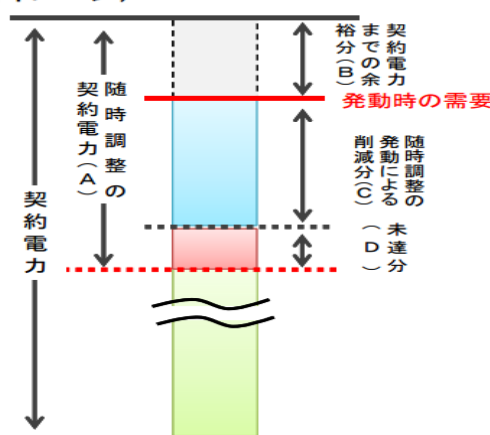
基本となる需給契約から、需給調整契約を締結することにより割引かれる「契約割引」(＝待機料金的な位置づけ)と、実際に調整が実施された場合に割引かれる「実施割引」から構成される例が多い。

【契約割引】

○ $[\text{円}/\text{kW} \cdot \text{回}] \times \text{契約電力 (A [\text{kW}])} \times \text{契約上の発動上限回数}[\text{回}]$

【実施割引】

▲ $[\text{円}/\text{kW} \cdot \text{回}] \times \text{実績調整電力 (B+C) [\text{kW}]} \times \text{実際の発動回数}[\text{回}]$
(イメージ)



現在は「割引」の考え方だが、
今後は、小売事業者にとって
の供給力、一般送配電事業者
にとっての調整力の調達の
意味を持つ(ネガワット)。

計画調整契約の例

【料金構成】

随時調整契約とは異なり、事前に定めた時間帯の需要を計画的に削減する契約であることから、契約料金(待機料金)はなく、「実施割引」のみのケースがほとんど。

【契約割引】

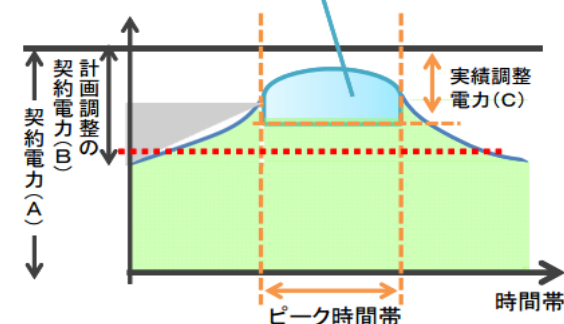
なし

【実施割引】

割引単価 $[\text{円}/\text{kW} \cdot \text{時間} \cdot \text{月}] \times \text{実績調整電力}[\text{kW}] \times \text{調整時間}[\text{時間}]$

(イメージ)

計画調整契約による削減
(作業時間のシフトや、
自家発稼働等)



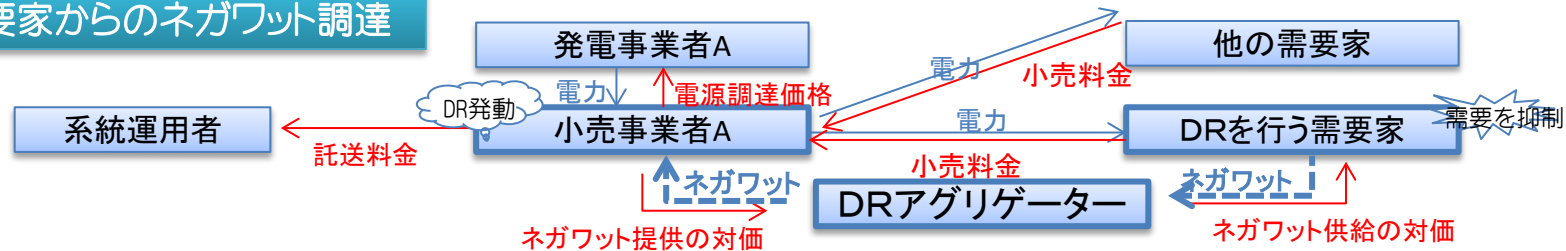
○「ネガワット取引」は、小売事業者が同時同量達成のために調達する場合と、系統運用者が需給調整のために調達する場合、という2つの類型が存在。前者は更に、小売事業者の自社需要家が生み出したネガワットを調達する場合と、他社需要家が生み出したネガワットを調達する場合に分類できる。

※容量市場が創設された場合には、同市場における取引も考えられる(その場合の取引の形態は市場設計により様々)。

→ : 電力・ネガワットの取引の流れ → : お金の流れ

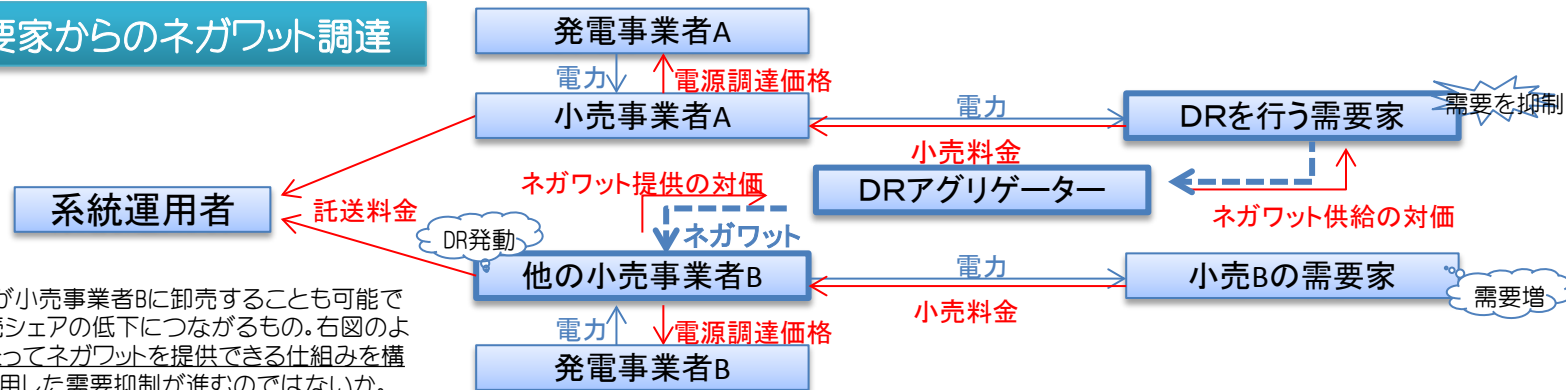
①小売事業者による自社需要家からのネガワット調達

小売事業者Aが自社の小売先の需要家が生み出したネガワットをアグリゲーター経由で調達。小売事業者Aは、自社の需要全体で同時同量を達成するためにこのネガワットを活用。



②小売事業者による他社需要家からのネガワット調達

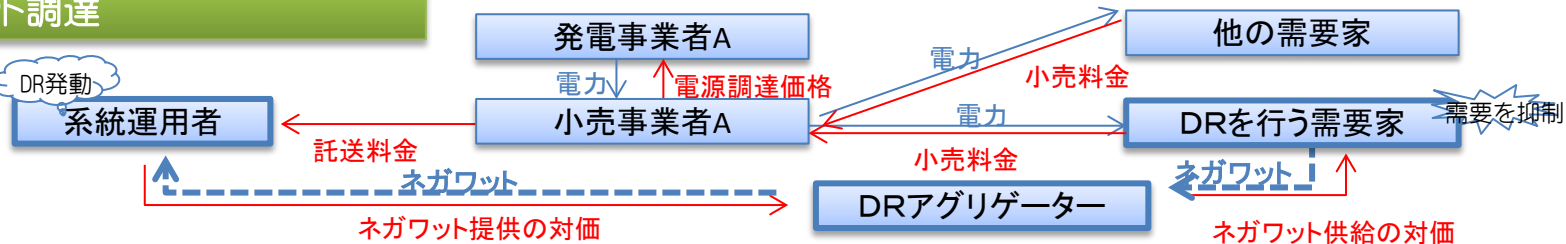
小売事業者Aの需要家が生み出したネガワットを、アグリゲーター経由で他の小売事業者Bが調達。小売事業者Bは、自社需要について同時同量を達成するためにこのネガワットを活用。



※DRにより生じた供給余力を小売事業者Aが小売事業者Bに卸売することも可能であるが、小売事業者Aにとっては自社の小売シェアの低下につながるもの。右図のようにDRアグリゲーターや需要家が主体となってネガワットを提供できる仕組みを構築することで、ネガワット取引を積極的に活用した需要抑制が進むのではないかと考えられる。

③系統運用者によるネガワット調達

小売事業者Aの需要家が生み出したネガワットを、アグリゲーター経由で系統運用者が調達。系統運用者は系統全体の需給調整を行なうための調整力としてこのネガワットを活用。



(備考) 上図ではアグリゲーターを介してネガワットが調達されているが、DRを行う需要家から直接DRを調達することも考えられる。

- ネガワット取引を積極的に活用した需要抑制を進めるためには、ネガワット提供者（DRアグリゲーターや需要家）が適正に取引ができるルール整備が必要であり、ネガワット提供者についても発電事業者と同等の規制を課するという考え方もあり得る。
- しかしながら、ネガワット提供者が提供しているネガワットの量が現時点ではそれほど多くなく、また、こうした規制がネガワットを提供しようとする者にとって参入障壁となる可能性もある。こうした点を考慮し、託送契約等において適切な取引条件を定めることとし、ネガワット提供者に対する事業者としての規制については、今後規律の必要性が生じた場合に検討を行うこととしてはどうか。

DRアグリゲーターが提供するネガワットに関する現状

- ①現時点ではDRアグリゲーターが提供しているネガワットの規模がそれほど多く無い。
- ②ある需要家が長期にわたって一定の量を供給できるとは限らず、長期的な見通しが立てにくい可能性。
- ③緊急時の需要抑制については、電気事業法に基づき経済産業大臣が「電気の使用制限」を発動可能。

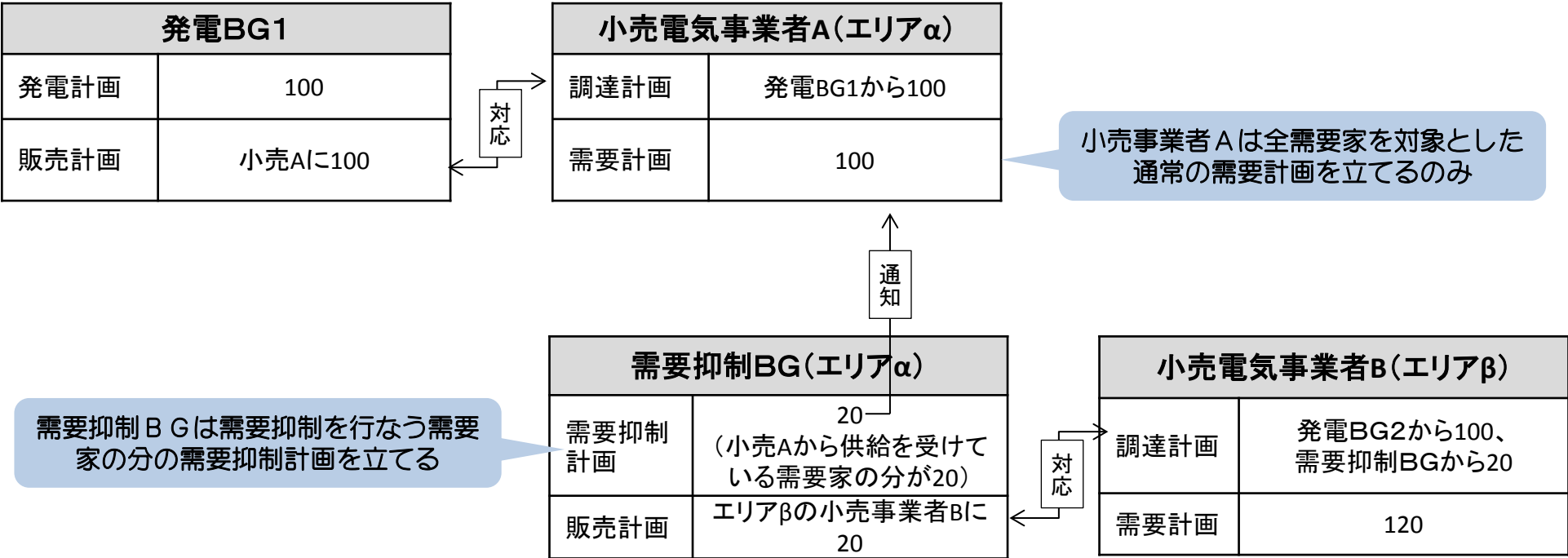
(参考) 発電事業者に求められること

- ①経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ②供給計画の提出義務（発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務）
- ③一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ④広域的運営推進機関への加入義務
- ⑤会計整理義務
- ⑥償却命令の対象
- ⑦国への諸届出（事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出）
- ⑧経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象

※なお、発電事業の要件には該当しないものの、発電を行い系統を利用する事業者については上記の規制は課されないが、同時同量等のルールに従う必要がある。

2. 「需要抑制BG」の組成と計画の提出

- ネガワット提供者はエリア毎に「需要抑制BG」を組成し、BGとしての需要抑制計画と販売計画を広域機関に提出。
- 需要抑制計画の内容： BGとして需要抑制を行う予定の量(kWh)を記載。
- 販売計画の内容： ①販売先の小売事業者の名称、②そのエリア、③販売量(kWh)を記載。
- 異なる小売事業者の需要家を同一BGに含むことも可能とする。ただし、需要抑制計画はDRを行う需要家が供給を受けている小売事業者ごとに作成することが必要。
- 需要抑制BGは、需要抑制を行う需要家に供給している小売事業者Aに対して需要抑制計画値の通知を行う。これにより、小売事業者AはDRが原因で実需要が低下していることを把握できる。



3. 需要抑制の発動と実績値の把握

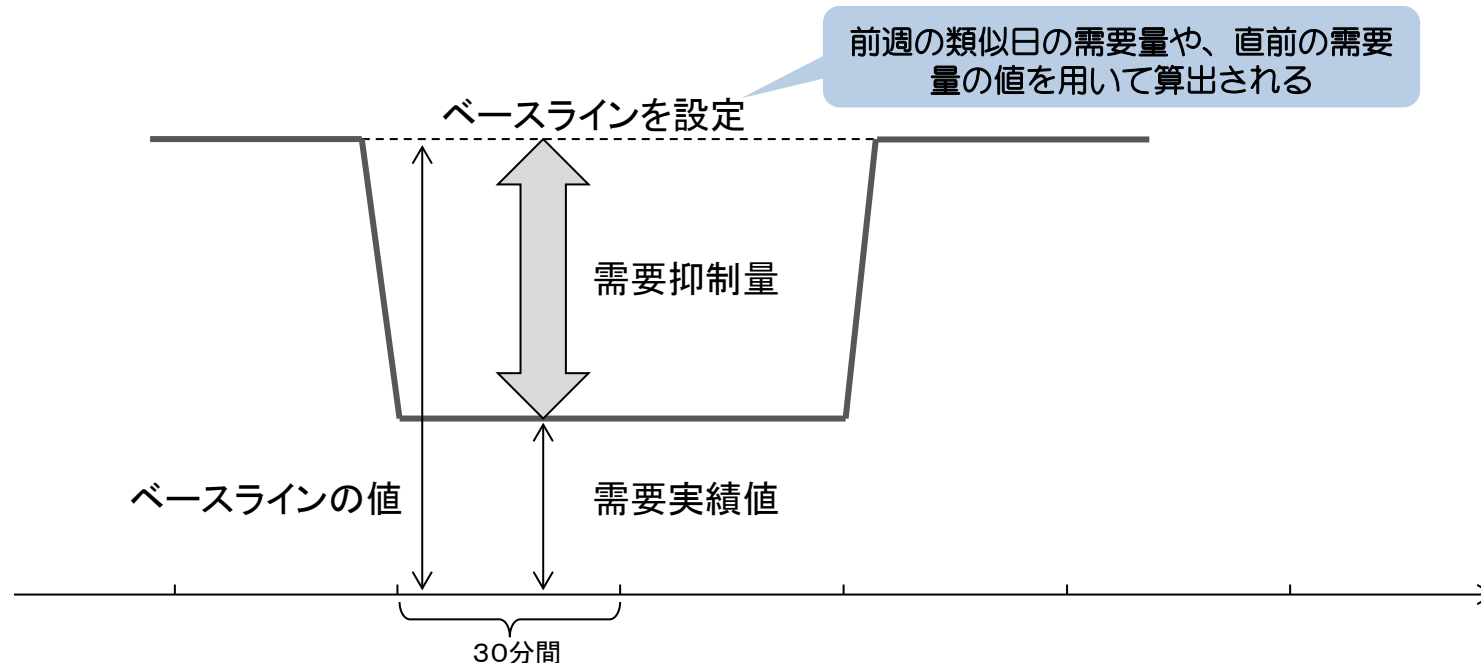
○ 需要抑制BGは送配電事業者との間で締結するインバランス補給のための契約において、需要抑制の実績値の算定方法（ベースラインの設定方法と需要の計量方法）を定める。

※第9回WGで報告したベースライン設定に関するガイドラインを活用することを想定。

○ DRアグリゲーターが需要抑制計画に基づき需要家に指示し、需要家が需要抑制を実施。

○ 送配電事業者は、需要抑制BGとの契約であらかじめ定めた方法に基づくベースラインと、計量した需要実績値を用い、下記算式で需要抑制量を算定（この作業が発電における計量に相当）。併せてこの値を需要抑制BGに通知。

（算式） 需要抑制量＝ベースライン－需要実績値

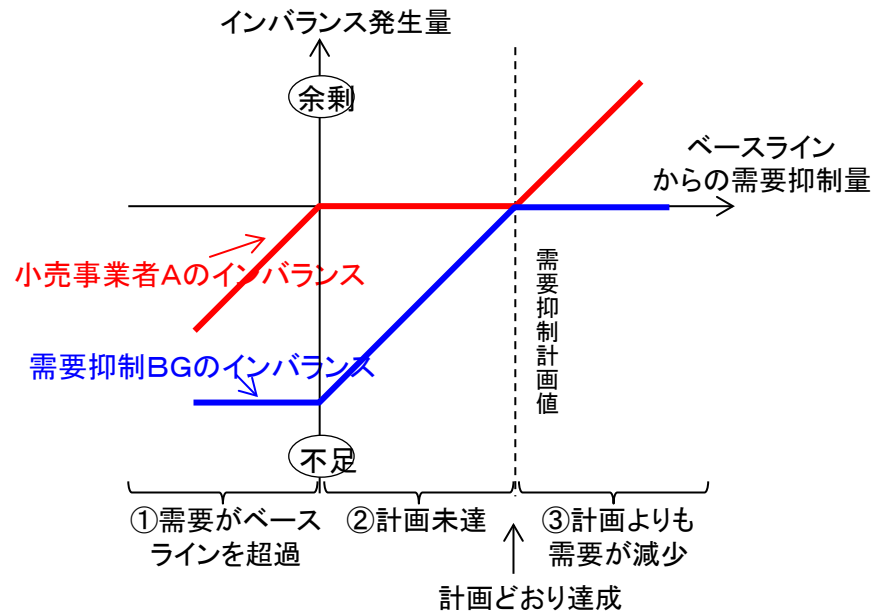


4. 小売事業者と需要抑制BGとの間のインバランスの切り分け方法

○ 通常のインバランスとは異なる扱いをするため、送配電事業者がインバランス量の算定を行う際、下記のいずれかの方式でインバランスの「切り分け」を実施。

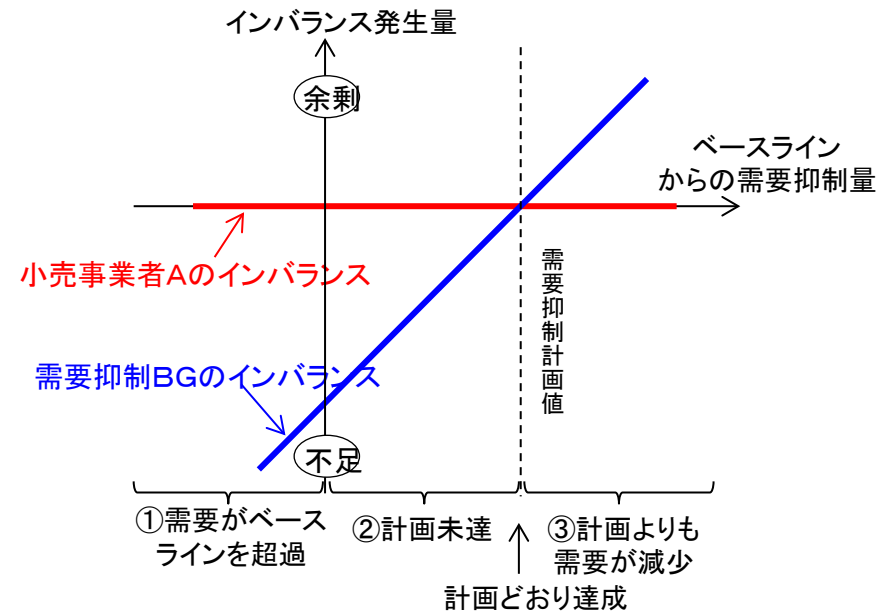
【方式1】DR未達時の不足インバランスは「0～需要抑制計画値」の範囲内でのみ需要抑制BGに発生。

- 計画以上に需要が減少した際の余剰インバランスや、需要増により生じた不足インバランスは、小売事業者Aに発生。



【方式2】DRを実施する需要家に係るインバランスはすべて需要抑制BGに発生すると考える。

- DRを実施する需要家については、当該コマにおいては小売事業者Aが同時同量の責任を全く負わないと考える。
- 当該コマ以外（需要抑制を行わない時間帯）では、小売事業者Aにインバランスが発生。

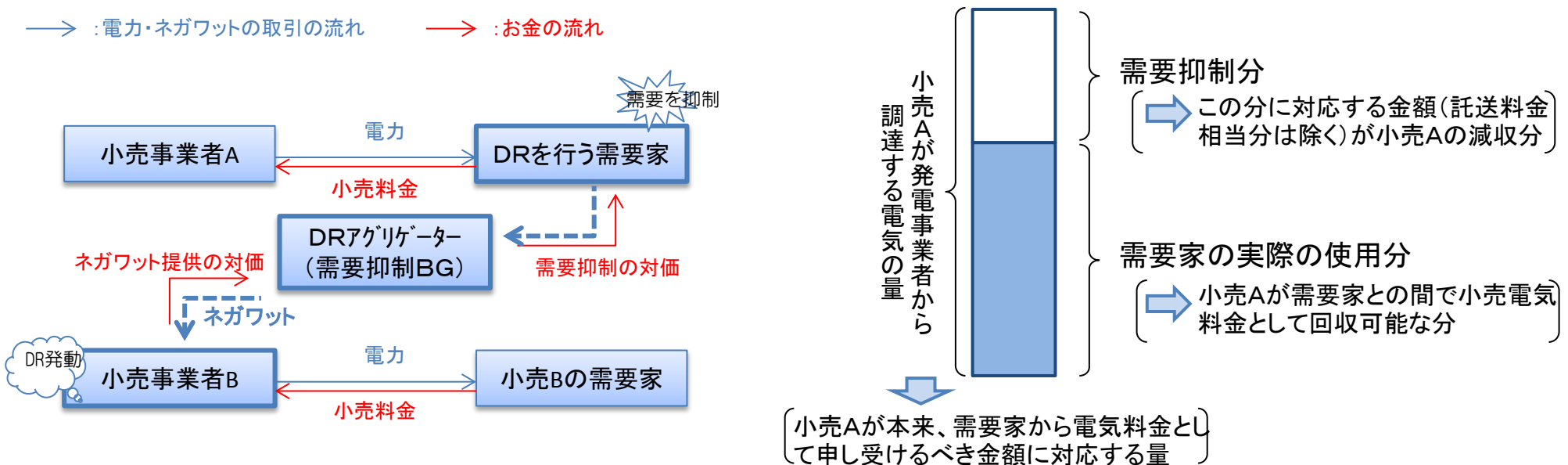


- <前提1> 需要抑制BGは、需要抑制計画の値を各需要家が供給を受けている小売事業者ごとに事前に配分しておく。
- <前提2> 送配電事業者が認めたベースラインのみを用いることができることにする（需要計画を立てる小売事業者も納得しやすい仕組み）
- <前提3> インバランスの切り分け方法は32ページの補填金と密接に関連するため、送配電事業者は、インバランス供給に係る契約を需要抑制BGと締結するに際し、補填金の契約の内容を確認することとする（詳細については今後検討）。

7. 確定数量契約とすることや費用補填を行うことの必要性

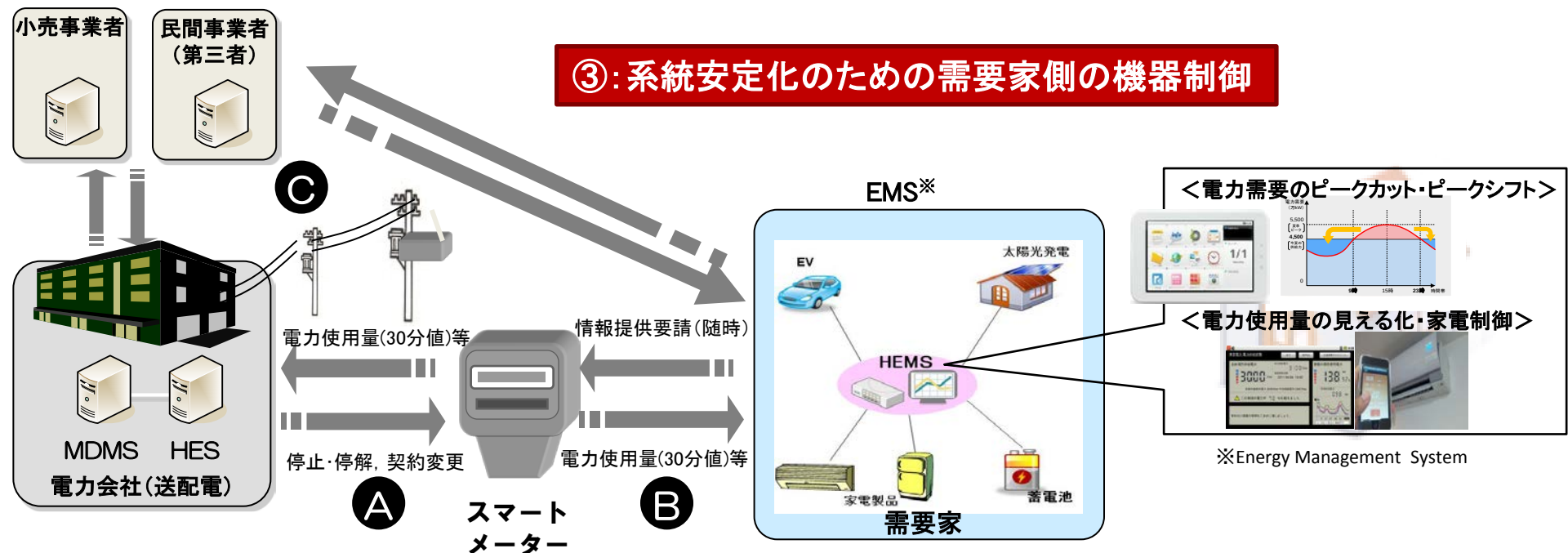
- 小売事業者Aは、発電事業者との間では当初の発電計画どおりの調達を行う。そのため、需要抑制分に相当する電気の発電に要する費用は、小売事業者Aが発電事業者を支払うこととなる。
- この費用は需要抑制により収益を得る需要抑制BG(又は需要家)が負担することが適当であるため、30ページの二つの方式に応じ、以下の①又は②のような方策が必要。
 - ① 需要家と小売事業者Aの間で、事前に決めた量のとおり小売供給する契約(確定数量契約)が結ばれており、需要抑制により実需要量が計画より少なかったとしても、事前に決めた量に見合った料金が支払われることとなっていること。
 - ② 需要抑制時には、小売事業者Aの減収分(従量料金部分。ただし託送料金相当分は除く。)が、需要抑制BGから第三者(送配電事業者又は需要家)を介するなどの方法で小売事業者Aに補填される契約が結ばれていること(確定数量契約と類似の効果が生じる)。

※30ページの「方式1」の場合は、需要抑制の計画量に対応する金額が補填の上限となる。



- スマートメーターは、通信機能を有し、遠隔での検針や遠隔での供給開始・停止業務等を行うことが可能となる新しい電力量計であり、小売全面自由化後、時間帯別料金など多様な料金メニューの提供等を支える基盤としての役割を果たす。
- 各電力会社においては、2020年代早期のスマートメーター全数設置を目指し、計画的にスマートメーターの設置を進めている。

＜スマートメーター及び関連システム全体像・効果のイメージ＞



①: 業務効率化のための遠隔検針・開閉

②: 需要家による省エネ・省CO2のためのデータ活用